

2026年5月18日

厚生労働大臣
上野 賢一郎 様

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

働く者の声を尊重した 労働時間法制の実現を求める緊急要請書

労働政策審議会や日本成長戦略会議労働市場改革分科会において、労働時間法制の議論が続く中、総理は、「現場の実態や労使双方の立場を十分に踏まえた検討」としつつも、経済団体などが主張する「裁量労働制」や「変形労働時間制」などの見直しを指示しました。

しかしながら、今求められているのは、働く者の安全や健康はもとより生活時間の確保・充実に向けた労働時間法制の強化と生産性向上を同時に実現することによって、長時間労働を可能とする緩和ではないことは「現場の実態」が証明しています。「働き方改革」から約7年が経過した今なお、悲惨な過労死等は減っておらず、脳・心臓疾患および精神障害の労災請求件数はいずれも過去最多を記録しています。また、労働組合にも、全国の働く仲間から長時間・過重労働や連続勤務、それらによる心身の不調などを訴える悲痛な声が数多く寄せられています。これこそがまさしく働く者からみた「現場の実態」であり、厚生労働省の「総点検」調査結果でも「働き方改革」の定着・推進を求める声が圧倒的多数であることは明らかです。

厚生労働省におかれては、働く者の安全と心身の健康確保、労働条件の改善などを任務する行政機関として、働く者の声を十分に踏まえた労働時間法制の見直しを行うよう強く求めます。

記

1. 上限規制の強化など、「働き方改革」の定着・推進に向けた法改正に取り組むこと

- 多様な人材が安心して働き続けられる社会の実現に向けては、長時間労働を前提とした働き方や職場風土の変革、業務効率化・省力化を含めた真の「働き方改革」の一層の定着・促進をはかることが重要である。
- 労働時間の縮減と豊かな生活時間の確保に向け、労働時間の適正把握の徹底とともに、時間外労働の上限規制の段階的な強化をはかるべきである。
- また、働く者がしっかりと休息や生活時間を確保できるよう、休日労働を含めた長期の連続勤務を制限するルールを導入、勤務間インターバル制度の義務化、「つながらない権利」の立法化などに向けた検討を加速すべきである。

- なお、時間外労働の上限規制における月 45 時間超の回数制限（年 6 回まで）は、過労死認定基準を踏まえて定められたものであることから、これを一部でも緩和することは長時間労働による健康被害を容認することと同義であり、断じて行うべきではない。

2. 裁量労働制の対象業務の安易な拡大や要件緩和は行わないこと

- 裁量労働制については、適用労働者の方が長時間労働である割合が高く、裁量や適切な処遇が必ずしも確保されていない実態があることから、長時間労働を助長しかねない対象業務の安易な拡大や、導入手続などの要件緩和は行うべきではない。
- 2024 年改正を踏まえた厳格な導入手続や定期的なモニタリングなどの適正運用の徹底を進めるとともに、その実効性を高めるための監督指導を強化すべきである。

3. 変形労働時間制の要件緩和などは行わないこと

- 変形労働時間制は、業務の繁閑が大きい場合に労働時間の原則である「1 週 40 時間、1 日 8 時間」を超えて所定労働時間を変動させることができる例外的な制度であることを踏まえ、労働者保護の観点から労働時間が長くなる特定期間などを定めた労使協定の締結・届出などの要件が課されている。労使合意を得る期間の短縮や計画申請後の変更を認める措置を可能とするなど、現行要件を緩和することは、本来の趣旨を没却するものであり、結果として長時間労働の常態化や生活時間の設計を毀損しかねないため、行うべきではない。

4. 労働基準法の強行法規性を堅持すべきこと

- 労働基準法は最低基準を定めた強行法規であり、労使間に厳然たる交渉力格差があることを踏まえれば、労使合意による規制解除（デロゲーション）は縮減していくべきであり、さらなる拡大は、労働者のいのちと健康に重大な影響を及ぼしかねないため、行うべきではない。

5. 労働基準監督署における厳格な指導・監督は維持すべきこと

- 「働き方改革推進支援センター」の機能強化や労働基準監督署との一層の連携などにより、事業主における各労働時間制度の適正な運用や、36 協定の適切な締結・改定の取り組みを促すことは重要である。
- その際の視点としては、労働時間の適正な把握や、業務の効率化・省力化などを通じた労働時間の短縮を主眼に置くべきであり、時間外労働の上限規制の範囲内であっても時間外労働を推奨する方向での制度・運用の見直しは行うべきではない。
- 加えて、労働基準監督署の監督指導については、労働者のいのちと健康を守るための最低基準である労働基準法の趣旨を踏まえた厳格な対応を堅持すべきである。

以 上